



報道機関 各位

記者発表資料

令和2年7月21日（火）

問い合わせ先：消費生活総合センター

所長：塚越

担当：川上

電話：048-645-3002

さいたま市消費生活審議会から「第3期さいたま市消費生活基本計画」に対する
答申が行われます

さいたま市では、平成26年4月に策定した「さいたま市第2期消費生活基本計画」と
平成29年3月に策定した「さいたま市消費者教育推進計画」がいずれも令和2年度末に
計画期間が満了することに伴い、2つの計画を一体化した「第3期さいたま市消費生活基
本計画」を策定します。

計画策定にあたり、昨年8月、さいたま市消費生活審議会に対して「第3期さいたま市
消費生活基本計画」について諮問しました。

この諮問に対し、同審議会会長からさいたま市長へ答申されます。

記

1 日 時 令和2年7月29日（水） 午前10時00分から

2 場 所 さいたま市役所4階 市長室（さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号）

3 出席者 さいたま市消費生活審議会会長 中村 弘毅

（埼玉弁護士会消費者問題対策委員会）

さいたま市長 清水 勇人

4 さいたま市消費生活審議会の概要

（1）審議会の設置

市長の諮問に応じ、市民の消費生活の安定及び向上に関する重要事項を調査審
議するため、地方自治法に基づく附属機関として設置

（2）委員構成 15名

弁護士3名、埼玉大学准教授1名、埼玉県消費生活支援センター長1名、
事業者代表4名、消費者代表3名、公募者3名

5 その他

答申の日時が変更となった場合は、別途お知らせいたします。